

蒲郡市TMO運営事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 蒲郡市TMO運営事業費補助金（以下「補助金」という。）は、近年衰退傾向にある中心市街地の活性化への自主活動を助長するとともに、地域コミュニティの再構築を図るため、中心市街地活性化委員会（以下「TMO」という。）が行う運営事業及びTMOが認定した事業の一部を補助するものとし、その交付に関しては、蒲郡市補助金等交付規則（昭和38年蒲郡市規則第17号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助対象者は、蒲郡市内で中心市街地の活性化を行うTMO、商工会議所、商店街振興組合、事業協同組合及び商店街振興組合連絡協議会その他市長が適当と認める団体（以下「補助団体」という。）とする。

2 前項に掲げる補助団体は、次の要件を備えるものとする。

- (1) 代表者又は役員の定めのあること。
- (2) 定款又はこれに準ずるものが定められていること。
- (3) 収支の経理が明確にされていること。

(補助対象事業及び補助対象経費)

第3条 補助対象事業（以下「補助事業」という。）は、TMO運営事業及びTMOが認定した事業とし、補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業の実施に必要な経費のうち補助の対象として市長が認める経費とする。

2 前項に掲げる事業において、次の各号のいずれかに該当するものは、補助の対象としない。

- (1) 一部少数団体員の利益となるもの
- (2) 道路法（昭和27年法律第180号）及び建築基準法（昭和25年法律第201号）その他関係法令に抵触するもの

(補助金の額)

第4条 補助金は、予算の定める範囲内において交付するものとし、その額は、補助対象経費に次に掲げる区分に応じた補助率を乗じて得た額又は補助対象経費から収入額（自己資金を除く。）を差し引いた額のいずれか低い額とする。

- (1) 愛知県の「げんき商店街推進事業」に採択された事業 3分の2以内
- (2) 前号に掲げる事業のうち「福寿稲荷ごりやく市事業」 6分の5以内
- (3) 前2号に掲げる事業以外の事業 2分の1以内

(端数処理)

第5条 補助金の額の決定に当たっては、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を申請しようとする団体は蒲郡市TMO運営事業費補助金交付申請書(第1号様式。以下「交付申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、事業着手前に市長に提出しなければならない。

- (1) 蒲郡市TMO運営事業計画書(第2号様式)
- (2) 蒲郡市TMO運営事業収支予算書(第3号様式)
- (3) 補助事業の実施を決定した旨の記載のある補助団体の会議録の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 補助金の交付申請が複数会計年度にわたる場合の2年度目以後の補助金の交付申請は、2年度以後の年度初めに、交付申請書を市長に提出するものとする。

3 前項の各会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(交付の決定)

第7条 市長は、交付申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、適当と認めたものについて、補助金の交付決定をしなければならない。

2 前項において、補助金の交付決定をしたときは、前条の申請をした補助団体に対して蒲郡市TMO運営事業費補助金交付決定通知書(第4号様式)により、補助金の交付決定を通知するものとする。

(交付申請の取下げ)

第8条 補助金の交付の申請をした補助団体は、前条の規定による交付の決定の通知を受けた場合において、当該通知に係る交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、通知を受けた日から7日以内に申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(計画変更等の承認及び交付決定の変更)

第9条 補助団体は、補助事業の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ蒲郡市TMO運営事業変更承認申請書（第5号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、交付決定を受けた補助金の額に変更を生じない場合における次に定める事項の変更については、この限りでない。

(1) 経費の配分の変更が、経費の能率的又は効率的使用に資するものであり、かつ、補助目的の達成に支障がないと認められる場合であって、当該経費の20パーセント以内のもの。ただし、経費の目的を実質的に変更しない限度とする。

(2) 補助目的を損なわない事業計画の細部の変更

2 市長は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

3 補助事業の変更申請が交付決定の前である場合は、交付決定をもって、第1項に規定する市長の承認を受けたものとみなす。

4 市長は、前項の場合を除き、第1項の規定により当該補助金の交付の決定を変更した場合は、蒲郡市TMO運営事業変更決定通知書（第6号様式）により、当該補助団体に通知しなければならない。

（補助事業の中止又は廃止）

第10条 補助団体は、補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、あらかじめ蒲郡市TMO運営事業中止（廃止）承認申請書（第7号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により当該補助金の中止又は廃止を決定した場合は、蒲郡市TMO運営事業中止（廃止）承認通知書（第8号様式）により、当該補助団体に通知しなければならない。

（事業遅延の報告）

第11条 補助団体は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、当該年度の12月末までに、蒲郡市TMO運営事業遅延報告書（第9号様式）を市長に提出して、その指示を受けなければならない。

（実績報告）

第12条 補助団体は、補助事業が完了したとき、又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、完了した日又は廃止の承認を受けた日から起算して30日以内又は当該年度末のいずれか早い期日までに、蒲郡市TMO運営事業費補助金実績報告書（第10号様式）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に報告しなければならない。

ならない。

- 2 補助対象期間が複数年度にわたる場合、補助団体は、当該会計年度毎に前項に規定する報告書を市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第13条 市長は、前条の規定により実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、また、必要に応じ実地調査等を行った上で、交付すべき補助金の額を確定し、蒲郡市TMO運営事業費補助金確定通知書（第11号様式。以下「確定通知書」という。）により、当該補助団体に通知しなければならない。

(補助金の交付)

第14条 補助金は、前条の規定により補助金の額が確定した後に支払うものとする。

- 2 補助団体が、補助金等の交付の目的を達成するため、市長において特に必要があると認めるときは、補助事業の完了前に補助金等の全部又は一部を前渡（概算払又は前金払）することができる。
- 3 補助団体は、第1項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、確定通知書を受け取った日から14日以内に別に定める請求書に確定通知書の写しを添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の決定取消し及び返還)

第15条 市長は、補助団体が、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合、補助金を既に交付しているときは、期間を定めて、その補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) その他補助金の交付決定の内容、これに付した条件又は法令に違反したとき。

- 2 市長は、前項の取消しをしたときは、蒲郡市TMO運営事業費補助金交付決定取消通知書（第12号様式）により、当該補助団体に通知しなければならない。

(加算金及び遅延利息)

第16条 補助事業者は、前条第1項の規定による処分に関し、補助金等の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間につ

いては、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

- 2 補助金等が2回以上に分けて交付されている場合における前項の規定の適用については、返還を命ぜられた額に相当する補助金等は、最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとする。
- 3 第1項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命ぜられた補助金等の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた補助金等の額に充てられたものとする。
- 4 補助事業者は、補助金等の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した遅延利息を市に納付しなければならない。
- 5 第1項の規定による加算金の額又は前項の規定による遅延利息の額の計算につき、これらの規定に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

（補助金の経理）

第17条 補助団体は、補助金に係る経理についてその収支事実を明確にした帳簿及び証拠書類を整備し、かつ、これらの書類を補助事業年度の終了後5年間保存しなければならない。

（補助対象物件の処分の制限）

第18条 補助金の交付を受けて設置した施設又は備品は、あらかじめ市長の承認を受けなければ、目的の変更、譲渡、交換、使用中止、担保提供、廃止若しくは廃棄又は運営主体の変更をしてはならない。

- 2 補助金の交付を受けた補助団体が、前項の規定に違反したときは、市長は交付した補助金の全部又は一部の返還をさせることができる。

（調査等）

第19条 市長は、補助団体に対し、補助事業に関し必要な指示をし、報告を求め、又は検査することができる。

- 2 市長は、補助対象期間終了後も、補助団体に対し、補助事業に関し必要な報告を求め、又は検査することができる。

(雑則)

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和3年2月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、改正前の蒲郡TMO運営事業費補助金交付要綱の規定による諸様式用の紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年3月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年1月1日から施行する。

年度蒲郡市TMO運営事業費補助金交付申請書

年 月 日

蒲 郡 市 長 様

申請者

所 在 地

団 体 名

代表者職・氏名

事務担当者名

〔 連 絡 電 話 局 番 〕

年度において下記事業を実施するため、蒲郡市TMO運営事業費補助金交付要綱第6条及び第3項の規定により、下記のとおり、申請します。

記

1 補助金交付申請額 金 千円

2 補助金を受けて実施しようとする事業

事業の名称	事業の概要	事業期間	事業費（予定）	補助金予定（交付）額
		・着手予定	年度：円	年度：円
		年 月 日	年度：円	年度：円
		・完了予定	年度：円	年度：円
		年 月 日	合 計：円	合 計：円

（添 付 書 類）

(1) 蒲郡市TMO運営事業計画書（第2号様式）

(2) 蒲郡市TMO運営事業収支予算書（第3号様式）

(3) 補助対象事業の実施を決定した補助団体の会議録の写し（複数年度のまたがる補助申請の場合は、初年度の補助金申請のみに添付）

(4) その他市長が必要と認める書類

蒲郡市TMO運営事業計画書（報告書）

1 事業の名称 (1)実施予定年月日 (2)実施予定場所 (3)実施の具体的内容 (4)事業効果等	年 月 日～ 年 月 日
--	---------------------

《注意》 「報告書」の場合は、「実施予定」とあるのを「実施」と読み替えてください。

蒲郡市TMO運営事業収支予算書（収支決算書）

収 入			支 出						
科 目	予 算 額	摘 要	科 目	予 算 額	仕 様	単 位	数 量	単 価	摘 要
自 己 資 金	円			円					
通常会費	()								
臨時会費	()								
事業負担金	()								
積立金	()								
その他	()								
市の補助金									
そ の 他									
合 計	円		合 計	円					

《注意》 ①科目ごとに具体的に記入してください。

②見積書、図面、カタログ等の参考資料を添付してください。

③「収支決算書」の場合は、「予算額」とあるのを「決算額」と読み替えてください。

第4号様式（第7条関係）

蒲郡市TMO運営事業費補助金交付決定通知書

蒲 第 号

申請者

所 在 地

団 体 名

代表者職・氏名

年 月 日付けで申請のありました 年度蒲郡市TMO運営事業費補助金について、蒲郡市TMO運営事業費補助金交付要綱第7条第1項の規定により、下記のとおり交付することを決定します。

年 月 日

蒲郡市長

記

1 交付決定額 円

2 交付の条件

- （1）補助事業の内容を変更するときは、市長の承認を受けること。
- （2）補助事業を中止し、又は廃止する場合は、市長の承認を受けること。
- （3）補助金を補助事業以外の目的、用途に使用しないこと。
- （4）補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

第5号様式（第9条関係）

		年 月 日	
蒲 郡 市 長 様			
申請者又は補助団体			
所 在 地			
団 体 名			
代表者職・氏名			
〔 事務担当者名		〕	
連 絡 電 話		局	番
年度蒲郡市TMO運営事業変更承認申請書			
年 月 日付け	〔 〕		した
年度蒲郡市TMO運営事業を下記のとおり変更したいので、蒲郡市TMO運営事業費補助金交付要綱第9条第1項の規定により下記のとおり申請します。			
記			
1 事業の変更内容			
2 事業の変更理由			
(添付書類)			
(1) 変更計画に伴う事業活動の概要(変更内容のわかるもの)			
(2) 経費配分の変更がわかるもの			
(3) その他			

《備考》 添付書類の(1)については「第2号様式」を、(2)については「第3号様式」を使用しても構いません。

第 6 号様式（第 9 条関係）

蒲 第 号

補助団体

所 在 地

団 体 名

代表者職・氏名

年度蒲郡市TMO運営事業変更決定通知書

年 月 日付け（蒲 第 号）で通知した交付決定を、下記のとおり変更します。

年 月 日

蒲郡市長

記

変更決定

事 項

変更決定

理 由

年 月 日

蒲 郡 市 長 様

補助団体

所 在 地

団 体 名

代表者職・氏名

〔 事務担当者名
連 絡 電 話 局 番 〕

年度蒲郡市TMO運営事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け(蒲 第 号)で交付決定のありました 年
度蒲郡市TMO運営事業を下記のとおり〔中止
廃止〕したいので、下記のとおり申請
します。

記

1 中止（廃止）しようとする理由

注：具体的に記入してください。

蒲 第 号

補助団体
所 在 地
団 体 名
代表者職・氏名

年度蒲郡市TMO運営事業中止（廃止）承認通知書

年 月 日付けで申請のあった蒲郡市TMO運営事業の ⎵
中止
廃止

については、下記のとおり承認します。

年 月 日

蒲郡市長

記

1 承認の内容

2 承認の条件

年 月 日

蒲 郡 市 長 様

補助団体

所 在 地

団 体 名

代表者職・氏名

〔 事 務 担 当 者 名
連 絡 電 話 局 番 〕

年度蒲郡市TMO運営事業遅延報告書

年 月 日付け(蒲 第 号)で交付決定のありました 年

度蒲郡市TMO運営事業の実施時期が、下記のとおり遅延しますので報告します。

記

1 遅延する理由

2 遅延後の実施予定時期

着手予定 年 月 日

完了予定 年 月 日

第10号様式（第12条関係）

年 月 日

蒲 郡 市 長 様

補助団体

所在地

団 体 名

代表者職・氏名

〔事務担当者名
連絡電話 局 番〕

年度蒲郡市TMO運営事業費補助金実績報告書

年 月 日付け（蒲 第 号）で補助金の交付決定を受けた

年度蒲郡市TMO運営事業費補助事業が完了したので、蒲郡市TMO運営事業費補助金交付要綱第12条の規定により下記のとおり報告します。

記

1 補助事業施行期間 着手 年 月 日
完了 年 月 日

2 事業の実績及び効果

(添付書類)

- (1) 事業報告書（第2号様式を使用してください。）
- (2) 収支決算書（第3号様式を使用してください。）
- (3) 補助対象となった科目の支払領収書の写し
- (4) その他事業の成果が分かる資料（写真、実績物など）

蒲 第 号

補助団体
所 在 地
団 体 名
代表者職・氏名

年度蒲郡市TMO運営事業費補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった 年度蒲郡市TMO運営事業費補助金については、蒲郡市TMO運営事業費補助金交付要綱第 1 3 条の規定により、下記のとおり確定します。

年 月 日

蒲郡市長

記

- | | | | |
|---|----------|---|----|
| 1 | 補助金交付決定額 | 金 | 千円 |
| 2 | 補助金確定額 | 金 | 千円 |

蒲 第 号

補助団体
所 在 地
団 体 名
代表者職・氏名

年度蒲郡市TMO運営事業費補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け（蒲 第 号）で通知した交付決定を、下記のとおり取り消します。

年 月 日

蒲郡市長

記

1 取消しの理由

2 取消しの内容